

議案第 25 号

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
を改正する条例

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17  
年山陽小野田市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項を次のように改める。

団員には、次により報酬を支給する。

階級	金額
団長	年額 82,500 円
副団長	年額 69,000 円
分団長	年額 50,500 円
副分団長	年額 45,500 円
部長	年額 37,000 円
班長	年額 37,000 円
団員	年額 36,500 円

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第25号参考資料

山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="282 512 1039 855"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額 82,500円</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額 69,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額 50,500円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額 45,500円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額 37,000円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額 37,000円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額 36,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 (略)</p>	階級	金額	団長	年額 82,500円	副団長	年額 69,000円	分団長	年額 50,500円	副分団長	年額 45,500円	部長	年額 37,000円	班長	年額 37,000円	団員	年額 36,500円	<p>(報酬)</p> <p>第12条 <u>団員には、次により報酬を支給する。</u></p> <p>団長 年額 81,000円</p> <p>副団長 年額 67,500円</p> <p>分団長 年額 49,000円</p> <p>副分団長 年額 44,000円</p> <p>部長 年額 35,500円</p> <p>班長 年額 35,000円</p> <p>団員 年額 34,500円</p> <p>2・3 (略)</p>
階級	金額																
団長	年額 82,500円																
副団長	年額 69,000円																
分団長	年額 50,500円																
副分団長	年額 45,500円																
部長	年額 37,000円																
班長	年額 37,000円																
団員	年額 36,500円																